

## 第 441 回山形海区漁業調整委員会

- 1 日時、場所 令和 8 年 3 月 3 日（火）午後 1 時半から 4 時半まで  
山形県庄内総合支庁産業経済部水産振興課 3 階大会議室
- 2 報告事項
  - (1) 第 47 回 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について
  - (2) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
  - (3) 山形県資源管理方針の変更について
- 3 議 事
  - 第 1 号議案  
小型いか釣り漁業の公示について（諮問）
  - 第 2 号議案  
山形県資源管理方針の変更について（諮問）
  - 第 3 号議案  
令和 8 管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲可能量について（諮問）
  - 第 4 号議案  
特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて（諮問）
- 4 出席者

山形県海区漁業調整委員	会長	加藤 栄		
	会長代理	鈴木 重作		
	委員	田代 善幸、本間 優子、 和田 光子、樋口 恵佳、 齋藤 守、本間 金弥、 飯塚 厚司		
山形県漁業協同組合 総務部長(兼)指導課長			安藤 大栄	
山形県水産研究所 所 長			本登 渉	
山形県庄内総合支所産業経済部水産振興課	課 長		加賀山 祐	
	課長補佐		高橋 伸明	
	機関長		齋藤 勝三	
	漁業調整主査		伊藤 寛和	
山形海区漁業調整委員会事務局	書 記		阿部 幸	
- 5 傍聴者 な し

## 6 審議の概要

### 開 会

**事務局** それでは、これより第 441 回山形海区漁業調整委員会を開会します。本日の委員会は伊原委員が欠席で、委員の出席者は 9 名となっており、委員の過半数の出席をもって成立するとする当委員会規定第 7 条第 1 項の要件を満たしていることから、委員会が成立していることを報告いたします。それでは、会長より御挨拶をお願いします。

**会長** 3 月に入っても風が強く、天候の悪い日が続いています。出漁の際は安全な航行を心がけていただきたいと思います。気になるのは、イラン情勢で、今後どうなるかどのくらい続くのかも、わからない。皆さんも不安だと思う。

本日は、報告事項、議事が 4 つある。天候もよろしくないようなので、効率良く審議して、早めに議事を終わらせたいと思う。

### 議事録署名委員の選出

**事務局** 次に、議事録署名委員の選出に入ります。議事録署名委員は当委員会規程第 12 条により会長及び会長の指名する 2 名以上の委員となっております。では、会長、指名をよろしくをお願いします。

**会長** 議事録署名委員には、樋口委員、齋藤委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同 異議なし

**会長** それでは、議事録署名委員は、樋口委員、齋藤委員のお二方をお願いします。

**事務局** 報告及び議事の前に、配布資料の確認をさせていただきます。会議資料は黒いクリップ止めの資料となります。委員の方々には事前に送付させていただいた資料ですが、次第と出席者名簿の差し替えと第 3 号議案の落丁がありました。その差し替えを早く来られた方には既に済んでおりますが、この時間を借りてお 2 人に差し替えをさせていただきます。

また、次第の差し替えも行っていますが、第 5 号議案で予定していた、「山形県漁業調整規則の一部改正」については取り下げとなっております。

資料について不足等ありましたらお知らせください。では加藤会長、進行をお願いいたします。

### 報告事項

(1) 第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果について

**議長** 進行は次第に従い行います。2月に行われた第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会、これについて事務局から報告をお願いします

**事務局** 報告1の資料を御覧ください。

第47回日本海・九州西広域漁業調整委員会が2月26日の午後に対面とウェブが併用の会議で開催され、本県からの互選委員である加藤委員は、水産振興課の大会議室でウェブ出席し、事務局の伊藤と私が後ろで傍聴しましたので、会議の概要について御報告いたします。

議題1の「太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示」につきまして、来年度、令和8年度も一部が見直しとなります。具体的には、4ページ目のとおり、当初採捕数量は令和7年度からは「毎月均等に設定」となっており、令和7年度の余剰分を各月に均等に配分することと、月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引くこととなります。

また、大型魚のバググリミット（保有制限）が1人毎月1尾でしたが、1人各期間1尾までとなります。ここでの各期間は4月から始めて2か月間ごとになり、要するに今度は2か月に1尾となります。

5ページ、6ページには、クロマグロ遊漁の全体像を把握する事を主な目的に、クロマグロを採捕する意思のある遊漁者および遊漁船業者を対象として「委員会指示による届出制」が令和8年4月1日から導入されますが、届出の状況と届出制の周知状況が載っております。

7ページには、委員会指示第79号の一部改正の概要、その後のページには変更案や新旧対照表、関連する運用方針の案が載っています。これらは事務局案のとおり承認され、委員会の開催日、2月26日付で発出されております。

議題2の「九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示」、議題3の「有明海ガザミに関する委員会指示」、議題4の「広域資源の管理について」、議題5の「フロンティア漁場整備事業」議題について、本県は該当しないため説明を割愛させていただきますが、情報として議題4で取り上げられているマアジ、マサバ、マイワシについては対馬暖流系群として資源評価されており、3魚種とも、今後資源量は増加するとの予測でした。

議題6のその他として、「令和8年度の水産関係予算」や「広域漁業調整委員会の今後の役割等について」の説明がありました。どちらも資料がありますので、御覧いただければと思います。説明は以上となります。

**議長** この中で、身近な問題、直接関係するのは、遊漁者のクロマグロの管理方法の変更。届出制が令和8年度から始まります。漁船も届出制になり、そのあと承認制、許可制になったので、遊漁者についても、承認制、許可制に代わるのではないかと予感しています。それが大きな変更点です。

もう一つはバググリミット制です。1日1匹から始まって、次に1か月に1匹になったのだが、この場でも何度か言ったように、太平洋の人たち

は1年に1匹でいいのではないかと前から言っていた。そういったことも影響して、令和8年度からは、各期間に1匹。各期間というのは2か月ごと6つの期間に分ける。各期間に1匹ということは最大でも年間6匹となる。こちらも大きな変更点だと思う。

実際に遊漁者の声を聞くと、まさかそんなことになるとは誰も思っていないようで、皆さんびっくりしたと言っていました。

私も個人的には各期間1匹でいいと思うが、ほとんどが6、7月に集中しているので、6、7月は、1か月ずつ1匹、あとは3か月に1匹にするなどした方が良くはないかと思った。採捕量的には変わらないが、遊漁船業の商売と考えた場合、6月の頭で消化してしまうので7月にお客さん乗せるチャンスがなくなってしまう。おそらく天候も良い時期なので、遊漁船の業者としては大幅な減収になるのではないかと危惧している。

そのようなことを発言しようかと思ったが、6月7月の日本海のために発言しているように聞こえたので、発言は控えました。という事で補足をしました。

今の報告について質問、意見などありましたらお願いします。

無ければ、後ほど資料をゆっくりご覧ください。

## (2) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

**議長** これにつきましては水産振興課から説明をお願いします。

**阿部技師** 報告2の資料を御覧ください。くろまぐろの令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについては、令和7年3月の第433回委員会で事前にお諮りさせていただきましたが、1～3ページはその諮問、答申の写しです。内容は県内の関係漁業者の要望によりまして、融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の融通の通知を受けた場合には、その結果に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更し、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応とさせていただくこととしました。これにつきましては、もう少し詳しく議題4で詳しく説明します。

4ページ目のおり令和8年2月6日付けで農林水産大臣から漁獲可能量変更の通知があり、小型魚は25.9トンから1.7トン減の24.2トン、大型魚は55.1トンから2.0トン減の53.1トンとなっております。これは、小型魚は千葉県に、大型魚は沖縄県にそれぞれ譲渡したことに伴うものです。変更通知に基づく県内の配分を小型魚は5ページのおり、大型魚については6ページのおり変更し、2月18日付けで公表しております。この変更については、7ページのおり水産庁に報告し、同様に県漁協にも通知しております。

この一連の経緯について、変更後に最初に開催された本日の海区委員会に報告させていただいたというものです。

以上が「くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可

能量の変更について」の報告となります。

**議長** ただ今の報告について、質問や意見はありませんか。

**飯塚委員** どういう理由で減らすことになったのか。

**阿部技師** 減った理由は、千葉県へ小型魚、沖縄県へ大型魚を譲渡したことによるものです。事前に水産業から要望調査があつて、「漁獲枠が欲しい」と意思表示がありました。それをもとに、山形県ではこれだけ出せるので千葉県と沖縄県に譲渡した、ということです。

**飯塚委員** もっと獲りたいという現状の中、あえて減らしたことは面白くない。

**阿部技師** それにつきましては、いろいろな考え方があり、その年の枠を最大限にギリギリまで獲るという考え方もあります。

譲渡するということは、次の年の配分に少しうまみが出ます。譲渡メリットとして少し増やしてもらえます。そういったこともあり、県漁協にどうするか尋ねたところ、このくらい譲渡したいということだったので、譲渡したということです。今年だけでなく去年も譲渡しました。

**飯塚委員** はい、分かりました。

**議長** 譲渡するとメリットがあるということです。一方的な譲渡ではないということです。

**阿部技師** ただ譲渡して終わりではないということです。

**議長** マグロの話で、思い出したが、日本海・九州西広域漁業調整委員会の時の話題を一つ言い忘れたが、遊漁者の場合、30キロ未満だと放流しなければいけない。場合によっては、漁業者でもより大きいものを獲るために小さいものを放流することもある。再放流されたと思われるマグロの死体が腐乱状態で底曳きの網に入ってしまう。

ズワイガニを獲っているときに一緒に網に入ってしまうと、網で獲れたズワイガニに臭いがついてしまい、ズワイガニがダメになる。だからマグロの再放流を止めてほしいという意見が出た。

底曳きの網に腐乱したマグロの臭いが付くと、簡単には落ちない。臭いがとれていない網で漁に出ると、また魚やズワイガニに臭いがつき、大変なことになる。

西日本の方で問題になっているという報告があつた。何とかならないのか、とあつたが、庄内浜の網にも再放流された腐乱したマグロが入るようなことは聞いたことはあるか。

一同 聞いたことはない。

議長 仲間内からもそのような話は無いか。

一同 無い。

議長 京都から山陰沖にかけて深刻な問題になっているようです。網の臭いがひどい。

阿部技師 話を出したのは兵庫県の委員です。

議長 西日本の日本海側に被害が多いが、幸いにして山形県にそのような話はない。もしかしたら上手に生かして再放流しているかもしれない。そのような話があった。先ほど忘れたので紹介しておきます。報告2は以上にして報告3に移ります。

### (3) 山形県資源管理方針の変更について

議長 水産振興課から説明をお願いします

阿部技師 今回の変更の報告は、2月10日に開催された第440回海区委員会において御審議いただき承認された、特定水産資源のうちの「くろまぐろ(大型魚)」の変更に関するもので、変更の内容は、漁獲量等の報告期限を、陸揚げした日から3日以内にするということと、くろまぐろ(大型魚)は、特別管理特定水産資源であることを資源管理方針に明記したというものです。その後の報告になりますが、報告3の1ページ目の国からの通知文に記載してあるとおり、2月16日付で国に変更承認の申請を行い、2月24日付で変更承認の通知がありました。

それを受けて、2月25日付で資源管理方針を変更し、県漁協、県庁水産振興課にお知らせするとともに、県公報への登載依頼を行いました。登載は3月6日発行の県公報になる予定です。

説明は以上となります。

議長 ただ今の報告について、御意見、質問はありませんか。無いということで報告事項として御了承願います。

### (4) その他

議長 出席委員の方から何かこの場で報告ありましたらお願いします。無ければ、議事に移ります。

## 5 議 事

【第1号議案】小型いか釣り漁業の公示について (諮問) <<資料1>>

議長 水産振興課から説明をお願いします。

加賀山課長 ~諮問文読み上げ~  
詳しくは担当から説明します。

伊藤主査 こちらの諮問は、前回は2月の海区委員会で県外船のいか釣り漁業の公示をさせていただきましたが、今回は県内船の小型いか釣り漁業についての公示となります。

小型いか釣り漁業許可について、許可期間中に1隻の新規許可の希望がありましたので、諮問するものです。現在小型いか釣り漁業の許可を持っている方は4隻となっております。お手元の資料をご覧ください。表の中の制限措置については、期中の新規のため、現在の許可内容から変更になる部分は、ございません。

また、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は、希望隻数の1隻としております。

(2)の申請すべき期間は、令和8年4月から許可を受けたいと希望がありましたので、それに間に合うように、申請すべき期間は令和8年3月6日から令和8年3月23日までとしております。

なお、許可の有効期間は、小型いか釣り漁業許可を受けている他の方に合わせ、満了日は令和9年4月30日としております。その他の条件については、既に許可を受けている内容と同じになります。

説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長 新規で新しく行う方が1名出たということです。これについて意見、質問ありましたらお願いします。

田代委員 この審議というのは、どこの誰かはわからないが、やりたいので審議してくださいということなのか？

議長 1隻を想定していますが、イカが大変なこの時期に新規参入とは意欲的な方なのか勇気のある方なのか分かりませんが、訳があるのかなとも思う。

田代委員 イカ釣りの組合を通してやりたいといってきたことなのか？

伊藤主査 県漁協さんを通して小型イカ釣りを新たに始めたいということです。

安藤部長 恵真丸さんとは違いますか。

伊藤主査 令和7年8月に、恵真丸さんが、期間の途中から新規で許可があり

ましたが、それとは別の方になります。

**議長** 内容はわかっているとは思いますが、イカなので灯りをつけると思うので、ルールに従ってやっていただければいいと思う。

これについて御意見御質問はありませんね。今は隻数が減っているが、10年前、小型イカ釣りは、何隻くらい、いたのか。倍は動いていたのではないか。

**田代委員** 飛島も合わせると20隻はいたと思う。13年前までは自分もやっていた。

**議長** 現在は半分以下になっていますね。イカ釣りにチャレンジしてくれる方が増えるということは良いことだと思う。ぜひイカに集中してほしいと思う。

**本間優子委員** 公示にかかる許可の有効期間は、4月1日から来年の4月30日までですが、漁ができるのは5月1日から来年の4月30日まで。では今年の4月1日から30日までではどのようなことができるのか。

**議長** 実質1年1か月あるということですね。これについて説明をお願いします。

**伊藤主査** 例年、許可の有効期間として4月1日からで、実際に漁ができるのは5月1日から来年の4月30日までです。その間、漁は出来ない、ということですね。

**本間優子委員** 許可の発行ができる期間ということくらいしか意味は無いということですね。

**議長** 他に御意見等はございませんか。無ければ、この諮問内容について適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第2号議案】山形県資源管理方針の変更について (諮問) 《資料2》

**議長** これにつきましても水産振興課から説明をお願いします。

**加賀山課長** ～諮問文読み上げ～  
詳しくは担当から説明します。

**阿部技師** 今回の変更は特定水産資源のうち「するめいか」についての変更になります。

するめいかについては、皆様ご案内のとおり小型いか釣り漁業に採捕停止命令が出され、採捕禁止の措置が取られました。そこで県内の小型いか

釣り漁船が知事管理区分の枠を利用して試験操業という形で操業を行うため、昨年12月に急遽開催した第439回海区委員会において承認いただき、漁獲可能量の知事管理区分への配分を「現行水準」から「数量明示」とし、漁獲量の管理手法を漁獲努力量による管理から、厳しい漁獲量の総量の管理に変更する資源管理方針の変更を行っております。

するめいかは、4月から翌年3月までが管理期間となりますが、来期の管理をどのようにするか、つまり「数量明示」のままにするか、それとも「現行水準」に戻すかを、県漁協を通じて小型いか釣り漁業者の考えを聞いたところ、「現行水準」での管理を希望するとのことだったので、資源管理方針を昨年12月に変更する前の方針に戻すための変更となります。

資料2の諮問文の後の2枚目以降は、新旧対照表(案)と案による資源管理方針の本編の溶け込み版、それに「するめいか」に関する別紙1-6についての変更前と変更後の全文です。

新旧対照表を御覧いただければ分かるように、第2の知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理手法の1の(1)で、12月変更の際に試験操業のために新たに書き込んだ文言を削除し、(2)以降の項目を変更する前の文章に戻しております。

以前の方針に戻すための変更は以上ですが、新旧対照表(案)の1ページ目に戻っていただきますが、本編の第6の(2)の2箇所「若しくは第2項」という文言を新たにに入れております。

これは、水産庁からの指示で入れたものですが、本来入れておくべきものが入っていなかったため、方針を変更する機会があればなるべく早く入れておくようにとのことだったので、今回の変更に盛り込んだものです。漁業法第26条も第30条も漁獲量等の報告について規定しているものですが、第1項だけだと知事管理区分の漁獲量等の情報が都道府県止まりとなるので、都道府県知事から農林水産大臣に報告することを第2項で規定しているもので、抜けていた第2項を入れ込んだというものです。以上が今回の資源管理方針変更の説明となります。

なお、この変更内容については、水産庁の事前確認を受け、2月17日に了承の連絡をいただいていることを申し添えます。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議長** 試験操業の件を除いて元に戻すことになるが、もともとのものに「若しくは第2項」という文言がなかったため、この際一緒に加えたということですね。

ただ今の説明について御意見御質問はありますか。

**飯塚委員** 今年も大幅に獲れてまた休業となった場合、申請して試験操業などにしてもらえる可能性はあるのか。

**阿部技師** 要望があれば可能だと思うが、水産庁は令和7管理年度の失敗を糧に、その失敗とはどのくらい獲れているか把握しきれなかったという

ことだが、そのために生じた結果なので、来年度は的確かつ迅速に数量を把握する。そういう措置を考えているので、来年度はそのようなことは無いと思います。

**議長** たくさん獲れなかったらその心配は無い。その心配が起きるということは嬉しいことです。そうなれば良い。こればかりは分からないが。  
他に御意見等はございませんか。無ければ、この諮問内容について適当と認める答申を県に提出したいと思います。

**【第3号議案】 令和8管理年度における特定水産資源の知事管理漁獲  
可能量について (諮問) 《資料3》**

**議長** これについても水産振興課から説明をお願いします。

**加賀山課長** ～諮問文読み上げ～  
詳しくは担当から説明します。

**阿部技師** この資料については落丁があり、始まる前に差し替えさせていただきましたが、もし他におかしいと気づきましたら、その場で御発言いただければ資料を差し替えますので、よろしくをお願いします。

諮問文の次にくろまぐろについて、3ページ後に「すけとうだら」、「するめいか」、「ぶり」に関しての令和8管理年度における本県への漁獲可能量の当初配分に係る農林水産大臣からの通知文を載せてあります。それを受けてのそれぞれの県内への配分案についてお諮りするものです。

最初に「くろまぐろ(小型魚)」について令和8管理年度における数量を定める案をお示ししております。知事名の後の方に具体的な内容について記載しておりますので、御覧ください。

「くろまぐろ(小型魚、小型魚とは30kg未満のものをいいます)」、これに関する令和8管理年度、こちらは令和8年の4月1日から令和9年3月末日までの期間をいいます。この令和8管理年度における漁業法第16条第1項に定める数量について、農林水産大臣から本県に定められた都道府県別漁獲可能量は令和7管理年度と同量の「28.3トン」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1-3で「山形県くろまぐろ(小型魚)定置漁業」および「山形県くろまぐろ(小型魚)漁船漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を漁船漁業で「28,100kg、28.1トン」、定置漁業で「200kg、0.2トン」と定める案とさせていただきます。

次のページに「くろまぐろ(大型魚)」に関する令和8管理年度における数量を定める案をお示ししております。

「くろまぐろ(大型魚、大型魚とは30kg以上のものをいいます)」、これに関して、本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、国からはこちらも前管理年度と同量の「27.8トン」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1-4で「山形県くろまぐろ(大型魚)定置

漁業」および「山形県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を漁船漁業で「27,700kg、27.7トン」、定置漁業で「100kg、0.1トン」と定める案とさせていただきます。

次に「すけとうだら日本海北部系群」に関する令和8管理年度における数量を定める案をお示ししております。

「すけとうだら日本海北部系群」に関して、本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、過去実績の漁獲量が少ないということで、「現行水準」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1-5で、山形県では「すけとうだら」を獲る漁業を総じて「山形県すけとうだら漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただきます。

その次のページに「するめいか」に関する令和8管理年度における数量を定める案をお示ししております。

「するめいか」に関して、本県に定められた都道府県別漁獲可能量でございますが、こちらも過去実績の漁獲量が少ないということで、「現行水準」と通知がきております。山形県資源管理方針では、別紙1-6で、山形県では「するめいか」を獲る漁業を総じて「山形県するめいか漁業」としており、知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定める案とさせていただきます。

次のページに「ぶり」の本県に定められた都道府県別漁獲可能量ですが、ぶりは「試行水準」と通知が来ております。ぶりは令和8管理年度からステップ2に移行しますが、国の資源管理基本方針本則の中で、「ステップ2は、ステップ1の取組を継続しつつ、TAC管理について、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の試行的な配分等を行う段階とし、「試行水準」として設定する。」なっており、「数量明示」扱いで数量が配分され、「現行水準」よりも厳格な管理を求められます。

すけとうだらやするめいかのように、国からの通知文には目安数量の記載はありませんが、試行目安数量は、最後のページに各都道府県の施行目安数量が載っています。山形県は182トンとなっていますので、ぶりについては、漁獲可能量が182トンのつもりで管理していただくこととなります。

本日、追加資料として、今回の3魚種の水産政策審議会に提出した資料を添付しましたので御確認ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

資料の訂正をさせていただきます。資料3の3ページ目にくろまぐろ小型魚の本県の数量がございましたが、くろまぐろ小型魚に関する令和7管理年度とありますが、令和8管理年度の間違いです。訂正をお願いします。

**議長** この議題について、御質問御意見等ありましたらお願いします。

**樋口委員** 報告2で令和7管理年度における漁獲可能量の融通に話が合ったと思うが、令和8年度のトン数は融通によって、優遇を受けたトン数なのか。

**阿部技師** こちらは当初配分という形で来ています。譲渡メリットや、消化率が8割を超えると、消化率メリットとあって、有効に使うことで、優遇措置がとられます。その配分は追加配分という形で、7年度の国全体の量が確定した後に追加配分という形で来ます。今回はあくまで当初配分というものです。

**樋口委員** 報告2の中の数字は追加配分も含めた量なのでしょうか。

**阿部技師** 追加配分が来て、その後に、譲渡した（減った分）後の最終的な数量となります。

**樋口委員** 小型魚については、当初配分について、前年に比べて多めに割り当てられていると思うが、大型魚については数字だけ見ると減っているように思える。

**阿部技師** 説明では言わなかったが、不等量交換という制度があり「山形県に配分された小型魚の枠はこんなに要らないから大型魚に振り替えてほしい」という制度があります。不等量交換は小型魚から大型魚に振り替えると、例えば、小型魚100キロ出すと100何キロ（係数1.47を乗じた数量）が多くもらえる制度があります。昨年も、小型魚から大型魚に振り替えたという経緯があるので、当初配分より小型魚の枠が減っていて、大型魚は増えています。

今年も今の段階で漁協さんと相談しながら不等量交換の要望は行っています。

**樋口委員** では最終的に昨年並みになるということなのか。

**議長** 要するに小型魚はなるべく獲らない方が褒められる。実際マグロの条約に加盟している国の中で、小型魚を獲っているのは3、4ヶ国しかない。20数ヶ国はそもそも大型魚しかとらないので、その中で日本は小型魚を獲っている数少ない国の一つです。その中で小型魚は産卵能力が無いマグロなので、「そんなマグロを獲るな」というのが外国の考えで、日本もそういった考えに沿って、小型魚はなるべく獲らないで大型魚に振り替えてほしいということと、小型魚を大型魚に振り替える場合は恩恵があるというシステムです。

**議長** 全く獲らない方がいいが、そんなわけにはいかないのが、日本は肩身の狭い思いをしながら獲らせてもらっている。国際会議の様子は私もよく分からないが、そんなことだろうと思います。

他に御意見等はございませんか。無ければ、この諮問内容について適当と認める答申を県に提出したいと思います。

【第4号議案】特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の変更に関する取扱いについて（諮問）《資料4》

議長 水産振興課から説明をお願いします。

課長 ～諮問文読み上げ～  
詳しくは担当から説明します。

阿部技師 2ページ目の別紙を御覧ください。クロマグロの資源管理につきましては、背景に記載のとおり、国際的な管理で国ごとに漁獲枠を設定しておりまして、それを各国で管理して、マグロの資源管理を行うこととしています。

一方で、令和2年12月施行の改正漁業法から漁獲可能量を定める時は、農林水産大臣は水産政策審議会の意見を、都道府県知事は関係海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないとされております。水産庁では、クロマグロの漁獲可能量の繰越による追加配分や融通による配分変更については、手続きの迅速化を図るため、あらかじめ水産政策審議会に配分方法等の案をお示しして、了承を得たうえで配分を実施して、審議会へは事後報告による対応を実施しています。本県も令和7管理年度において、同様の形で対応させていただきました。

令和8管理年度における取扱いにつきましても、同様に迅速に対応を行う必要がありますので、前年度同様、配分を3にお示ししたとおり、令和8管理年度における農林水産大臣からの追加配分及び融通による知事管理漁獲可能量の変更について記載のとおり、海区漁業調整委員会の了承を受けたうえで、配分を実施した直後の委員会において報告を行う対応とさせていただきます、というものでございます。

先ほどの報告2は、これに従って報告させていただいたものでありますが、くろまぐろの漁獲可能量の知事管理区分への配分につきましては、資源管理方針の別紙1-3で小型魚、別紙1-4で大型魚について配分の基準を示しておりまして、クロマグロの小型魚、大型魚ともに、本県に配分された漁獲可能量のうち、混獲管理のための漁獲可能量を「山形県くろまぐろ定置漁業」に配分し、残りの全量を「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することとなっております。そのため、追加で配分された全量を「山形県くろまぐろ漁船漁業」に配分することとしたいと考えております。

また、先ほどの報告2のように、県内の関係漁業者の要望によりまして、融通に係る協議を行った結果、農林水産大臣から都道府県別漁獲可能量の変更の通知を受けた場合には、その結果に基づき速やかに知事管理漁獲可能量を変更したい、というもので、令和8管理年度も引き続きこのような取扱いでお願いしたいということでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

**議長** ただ今の説明について御質問御意見等ありましたらお願いします。  
要するに追加配分で増えるが、当初配分で定置に小型魚 200、大型魚 100 で配分してあるので、追加配分はすべて漁船漁業に行くということで  
すね。文章が分かりにくい。  
追加配分については、全量を漁船漁業に配分するということの諮問案件  
です。実際、定置では大型魚の漁獲実績はあるのですか。

**阿部技師** 今年度は、ありませんでした。この小型魚の管理が始まってからな  
のかは忘れましたが、30kg 以上のものが入ったということはあったようで  
す。

**安藤部長** 過去には入ったという実績があります。

**議長** オーバーすることはないですね。

**安藤部長** それはないです。

**議長** 特に質問意見が無ければ、この諮問内容について適当と認める答申を県  
に提出したいと思います。

#### 【その他】

**議長** 次にその他ということで何かありますか。無ければ、事務局からお願い  
します。

**事務局** 次回の海区の予定です。令和7年度の海区は今日が最後になります。  
次は令和8年度の海区になりますが、事前に打ち合わせた段階では4月28日  
(火)を予定しており、ゴールデンウィークにかかりますが、皆様いかがで  
しょうか。委員の皆様も色々御都合があるかと思いますが、事務局としまし  
ては4月28日と考えております。

**議長** 4月28日だと都合悪い人がいれば再調整しないといけませんが、4月  
21日だと日程的に厳しいのではないですか。

**事務局** 厳しくはないとは思いますが。

**議長** 皆様はいかがですか。今のところ28日を予定していますが、連休スタ  
ートの前夜なのですか？

**事務局** いや、連休は25日からです。

**議長** 例えば、長期出張の予定があるかもしれませんが。

事務局 会長はいかがですか。

議長 夜に法律の無料相談があるだけなので、日中は大丈夫です。みなさまで御予定ある方はいませんか。都合の悪い方がいれば検討します。

事務局 どちらでもよいのであれば、また会長と相談させていただきます。

議長 私はどちらでも対応可能です。暫定的に28日を予定して、予備日として21日をpushしていただくとありがたい。

5トン以上の火光釣りに関して、28日だと中間報告になるのでしょうか。予定としてはどうなのか。

伊藤主査 予定としては次回の海区で中間報告ということで、御報告を予定しています。



議長 新たな聞き取りの中間報告ですね。新しい指示の素案まではいけそうですか。

伊藤主査 素案までもっていきたいと考えています。そこで委員のみなさまに承認されたら、進んでいきたいと考えています。

議長 そのような予定ですので、次回は大事な委員会になると思うので、たくさんの方に出席していただき意見を聞きたいと思います。第1候補28日、第2候補21日で考えていますが、28日がどうしても都合が悪い方が多いなら、21日に変えることも事務局で検討したいと思います。そういった事情のある方はなるべく早く事務局に伝えてほしいと思います。

他に無ければ、本日の委員会を終了します。ありがとうございました。

令和8年3月3日  
山形海区漁業調整委員会

会 長	加藤	栄	
委 員	樋口	恵佳	
委 員	齋藤	守	